

令和5年度

茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金

申請の手引き

(自動車運転代行業者の皆様へ)

目次

項目	ページ
1 申請にあたっての要件	2
2 申請に必要な書類	3
3 申請の方法	4
4 申請書兼請求書の記載	5
5 納税証明書の取得方法	8
6 審査・支給・不支給	10
7 支援金の申請に関する問合せ先	10

令和5年7月

茨城県政策企画部交通政策課

1 申請にあたっての要件

申請にあたっては、次の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

なお、申請書兼請求書上で、すべての項目に同意・宣誓していただく必要があります。(5ページの記載例を参照)

①支給対象者であること

- ・ 令和5年6月1日までに、茨城県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者の方で、申請日時点で営業をしている方が対象となります。

※ 茨城県内に営業所を有する方に限ります。

※ 申請日時点で、認定証を返納していたり、認定の取消しを受けている場合など、廃業をしている場合は対象外となります。

②不支給要件(支給が受けられない場合)に該当しないこと

- ・ 不支給要件は、次の2つです。
 - ・ 申請者が暴力団員であったり、暴力団に関係がある場合
 - ・ 未納となっている県税がある場合
 - ※ これまで未納となっていた県税があった場合でも、申請日までに未納となっている県税を納付し、「県税の未納がないことを証する納税証明書」の発行を受けた場合は、支給の対象となります。

③県の書類提出の指示や事情聴取、立入検査に応じること

- ・ 県では、①の支給対象者であることや、②の不支給要件に該当しないことを確認するため、書類の提出を指示したり、事情聴取や立入検査などを行うことがありますので、それらの調査に応じていただく必要があります。
- ・ なお、調査は、支援金の支給後に実施することもありますので、その場合も応じていただく必要があります。

④不正受給等が判明した場合、支援金の返還を行うこと

- ・ ③の調査などを行った結果、支援金の支給後に、①の支給対象者に該当しないことや、②の不支給要件に該当すること、虚偽や不正な手段で申請したことが判明した場合には、支給した支援金を返還していただく必要があります。

2 申請に必要な書類

申請にあたっては、以下の3つの書類が必要となります。

※ インターネットから申請をする場合は、②③の書類は、電子データ(PDF等)で添付していただく必要があります。

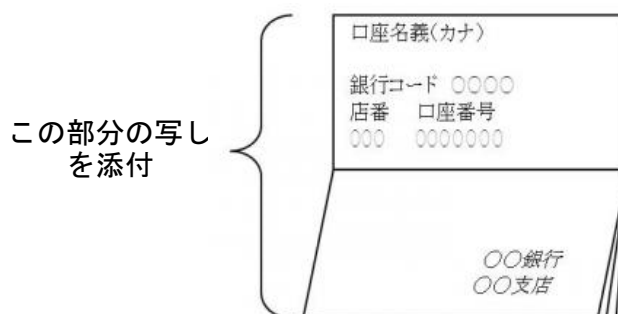
※ ②の書類は、令和4年度に実施した茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金の申請時に既に提出しており、その時から内容に変更がない場合は省略可能です。

① 申請書兼請求書

- ・ 5ページ以降の「記載例」を参考に、記載してください。
- ・ インターネット(電子申請・届出システム)で申請する場合も、同様の内容を画面上で入力していただきますので「記載例」を参考にしてください。

② 預金通帳等の写し

- ・ 通帳の表紙をめくった直後の見開きのページをコピーして、添付してください。
- ※ 数字や文字がはっきり見えるようにコピーしてください。



③ 県税の未納がないことを証する納税証明書(原本) (発行日が申請日から3箇月以内のもの)

- ・ 全ての税目の未納がないことの証明書を添付してください。(8ページの「納税証明書の取得方法」を参考に最寄りの県税事務所で取得してください。)
- ・ 徴収猶予を受けている場合は、県税事務所からの通知もあわせて添付してください。

3 申請の方法

申請の方法は、①郵送による方法と、②インターネットでの方法（電子申請）の2種類があります。

※ 直接持参による申請はご遠慮願います。

【申請期限】 令和5年9月30日(土)必着

①郵送による方法

- 3ページの必要書類（3種類）をすべて同封のうえ、以下の宛先に郵送してください。

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県政策企画部交通政策課

鉄道担当 行

- なお、申請様式は、茨城県交通政策課のホームページに電子データ（word形式等）が掲載されていますので、ご利用ください。

【HPアドレス】

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kotsuseisaku/chii kikoutsu/shien.html>

②インターネットによる方法（電子申請）

- 以下のホームページアドレス又はQRコードから直接アクセスすることができます。
- 検索サイトから「茨城電子申請・届出システム」を検索していただき、「手続き一覧」から、「【自動車運転代行業者】令和5年度茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金」を選択してアクセスすることもできます。

【HPアドレス】

<https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList/detail?tempSeq=43588>

- ※ 電子申請において、3ページの添付書類を添付するときは、文字がはっきりと読めるように、スキャナ等で読み込んでください。（カメラで撮影する場合も文字が読めるか確認してください）



4 申請書兼請求書の記載

<1ページ目 記載例>

様式第1-5 (第6条関係)

令和5年度茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支 (自動車運転代行業者用)

ポストに投函する日を
記載してください。

茨城県知事 殿

個人事業主の場合には、
法人名は空欄で構いません

令和5年7月10日

事業者(屋号)名 ○○代行
法人名 株式会社○○代行
代表者名 茨城 太郎

茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援事業支援金支給要項(第6条の規定に基づき、次のとおり支援金の支給を申請します。なお、申請書兼請求書に記載の全ての事項について、以下のとおり宣誓又は同意いたします。)

押印は不要です。

1 宣誓・同意事項

※ 以下の項目に宣誓又は同意する場合はチェック欄に☑をしてください。

チェック欄	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	支給要項第3条に規定する支給対象者に相違ありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	支給要項第4条に規定する不支給要件に該当していません。
<input checked="" type="checkbox"/>	支給要項第10条第1項の規定に基づき、知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じます。
<input checked="" type="checkbox"/>	不正受給等が判明した場合には、支給要項第10条第2項の規定に従い、支援金の返還を行います。

2ページの「申請にあたっての要件」を参考に、チェックをしてください。
なお、すべての項目にチェックがないと支援金の支給はできません。

2 随伴用自動車の台数と申請額

6月1日時点の届出台数を
記載してください。

茨城県公安委員会に届出を行っている 随伴用自動車の台数 (令和5年6月1日時点) ①	4	台
申請する額 (①×2,500円)	10,000	円

<2ページ目 記載例>

3 支援金振込先情報

申請者	法人住所	〒	310-8555			
	個人事業主 の場合は、 その住所	茨城	都	道	水戸市笠原町〇〇〇-〇〇	
			府	県		
		マンション・アパート名など 茨城アパート■■■号室				
	フリガナ	カフシキガイシャマルマルダイコウ				
	法人名	株式会社〇〇代行				
代表者 (役職・氏名)	代表取締役 茨城 太郎					
電話番号 (ハイフンを 入れずに記入)	09012345678					

日中(昼間)に連絡可能な
連絡先を記載してください。

本店の場合は、
支店名は不要です。

振替 指定 口座	金融 機関	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 支店 <input checked="" type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 出張所
		金融機関コード		支店コード
	預金 種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
	フリ ガナ	カフシキガイシャマルマルダイコウ		
口座 名義	株式会社〇〇代行			

金融機関コード・支店コードが
不明な場合は空欄で構いません。

口座情報は、お手元に通帳の写し等をご用意のうえ、
間違いが無いように、記載願います。

<3ページ目 記載例>

5 届出車両一覧表（令和5年6月1日時点）

項番	車両番号	項番	車両番号
例	水戸123 あ 1234		
1	水戸234 あ 5678	26	
2	水戸345 い 6789	27	
3	水戸456 う 7890	28	
4	水戸567 え 8901	29	
5	水戸678 お 9012	30	
6			
7		32	
8		33	
9		34	
10		35	
11		36	
12		37	
13		38	
14		39	
15		40	
16		41	
17		42	
18		43	
19		44	
20		45	
21		46	
22		47	
23		48	
24		49	
25		50	

※ 「2 随伴用自動車の台数と申請額」①の台数と一致するように、記載をしてください。

5 納税証明書の取得方法

県税の未納がないことを証する納税証明書は、最寄りの県税事務所で取得することができます。

取得方法は、(1) 窓口で取得する方法と、(2) 郵送により取得する方法の2種類があります。

お手元に発行済みの証明書(原本)がある場合には、発行日が申請日前3箇月以内のものであれば、利用可能です。

(1) 県税事務所の窓口で取得する場合

- ・ 以下の書類等を準備の上、申請ください。

① 納税証明申請書(様式第40号の4(ウ)) ※ 県税事務所の窓口に設置してあります。
② 申請者本人(法人の場合は代表者)が来所する場合 ・ 本人であることを確認できる書類(運転免許証など)
③ 代理人が来所する場合 ・ 委任状 ・ 代理人本人であることを確認できる書類(運転免許証など) ・ 代理人の住所、名前は実際に窓口に来所する方の名前・住所を記載してください。
④ 納付から日数(2週間程度)を経過していない県税がある場合は、領収証書
⑤ 交付手数料(1件につき400円×必要枚数)

(2) 郵送により取得する場合

- 以下のものを同封して、最寄りの県税事務所に郵送してください。

① 納税証明申請書（必要事項を記入したもの） ※ 様式は茨城県税務課の HP から取得できます。 https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/somu/zeimu/0028n0010.html
② 手数料（証明書1通につき400円の郵便定額小為替（有効期間（6か月）以内のもの）
③ 切手を貼付し、返送先の宛所を記入した返信用封筒（返送先が申請者の住所と異なる場合は、申請者が自署した委任状及び代理人の本人確認書類（運転免許証など）のコピーが必要になります。）
④ 納付から日数（2週間程度）を経過していない県税がある場合は、領収証書

<納税証明書に関する問合せ先>

県税事務所（所在地）	電話番号
水戸県税事務所 （水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内）	029-221-6670
常陸太田県税事務所 （常陸太田市山下町4119 常陸太田合同庁舎内）	0294-80-3313
常陸太田県税事務所高萩支所 （高萩市春日町3-1 高萩合同庁舎内）	0293-22-2019
行方県税事務所 （行方市麻生1700-6 行方合同庁舎内）	0299-72-0041
土浦県税事務所 （土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎内）	029-822-7203
土浦県税事務所稲敷支所 （稲敷市江戸崎甲541）	029-892-6111
筑西県税事務所 （筑西市二木成615 筑西合同庁舎内）	0296-24-9184
筑西県税事務所境支所 （境町長井戸320）	0280-87-1120

※ いずれの県税事務所においても、県内全域の事業者に係る納税証明書をお取りいただけます。

6 審査・支給・不支給

審査

- ・ 申請内容を審査し、支援金の支給を決定します。
- ・ 申請内容について、申請者にお問い合わせをすることがあります。

支給

- ・ 審査の結果、適正と認められた場合に、支援金を申請者が指定する口座へ振り込みます。振込名は、「イバラキケンコウツウセイサクカ」です。
- ・ 振込をもって支給決定の通知と代えさせていただきます。支給決定の通知は発送しませんので、予めご了承ください。

不支給

- ・ 審査の結果、要件を満たさない等の理由により支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定の通知を発送します。

7 支援金の申請に関する問合せ先

〒310-8555 水戸市笠原町978-6
茨城県政策企画部交通政策課 鉄道担当
電話:029-301-2606 Fax:029-301-2608